

聖籠町介護事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第5号

聖籠町介護事業実施規則の一部を改正する規則

聖籠町介護事業実施規則（平成12年聖籠町規則第17号）の一部を次のように改正する。

第36条中「範囲内」を「100分の20の額」に改める。

第42条中「2分の1の額」を「100分の25の額」に改める。

第48条中「差額分の額」を「差額の100分の50の額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の聖籠町介護事業実施規則第36条、第42条及び第48条の規定は、平成29年4月利用分以降から適用し、平成29年3月利用分以前の助成の額については、なお従前の例による。